

恵那市土地開発等に関する技術基準指導要領（案）

概要

恵那市で行われる開発事業においては恵那市土地開発に関する条例及び恵那市太陽光発電設備設置に関する条例にて、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、地域の秩序ある発展を目的として運用しています。本要領は開発事業に関する技術的基準を明確にし、公にすることによって適切な事業計画策定の促進を図り上記の目的達成に寄与する規程を制定するものです。

内容

以下の事項に関する技術基準を定める。

- ・ 道路に関すること
- ・ 排水施設に関すること
- ・ 流域調査に関すること
- ・ 太陽光発電設備設置に伴う調整池等に関すること

募集期間

令和2年8月28日（金曜日）から令和2年9月25日（月曜日）まで

提出方法

様式は任意です。

- （1） 表題「恵那市土地開発等に関する技術基準指導要領」
- （2） 住所
- （3） 氏名
- （4） 電話番号
- （5） 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。

- ・ 直接持参 都市住宅課（本庁舎2階）
- ・ 郵送 〒509-7292（住所不要）都市住宅課
- ・ ファックス 0573-25-8294
- ・ 電子メール toshijyutaku@city.ena.lg.jp